

# パリ便り I

2022.4.17

法学部教授(憲法学) 池田 晴奈

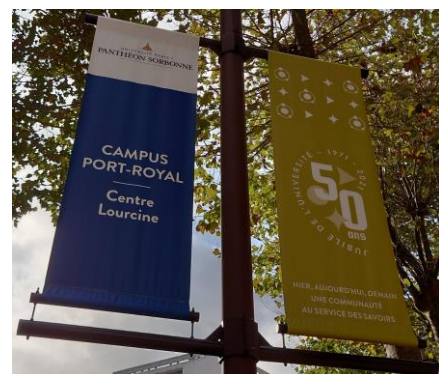
私は今、2021年9月からパリ第1大学(パンテオン・ソルボンヌ)にて法学研究所の客員研究員として在外研究を行っています。その様子を2回に分けてお届けしようと思いますが、今回は大学とその授業についてです。

パリ大学は世界で古い大学の一つに数えられ、歴史を紐解くと、12世紀から始まります。大学ホームページによると、12世紀、カルチェ・ラタンと呼ばれる現在のパリ第1大学も含む一帯には最も格式高い修道院があり、重要な知的・教育的活動の中心地となっていました。13世紀初頭には、権力者と学生・教師との対立から大学という制度が生まれます。当時のフランス国王フィリップ2世は、1200年、パリ大学を初めて公式に承認しました。1253年には、ロベール・ド・ソルボンが学生寮を設立し、のちにパリ大学がソルボンヌと呼ばれる由来となります。

パリ大学は時代ごとに変革を受けますが、1971年、現在の大学制度の下でパリ第1大学が設立され、ちょうど50周年を迎えたところです。現在、パリ第1大学には、45200人の学生が在籍し、1450人の教員と1200人の職員が勤めています。提携機関は400に上ります。



新しいポール・ロワイヤルキャンパス



キャンパス内には50周年を示す旗も

パリ第1大学では、法学、哲学、経済学、歴史学、政治学など人文・社会科学分野の研究及び教育が行われています。留学生は学生の18%を占め(約8100人)、海外からの客員教員・研究員は120人もいます。

私は日頃、2019年に開設されたポール・ロワイヤルキャンパス、歴史あるパンテオン校舎やソルボンヌ校舎に通っています。学部の憲法学の講義は担当教授に尋ねたところ、1年生が3つのクラ

スに分かれて、各クラス 400~500 人ほどで受けているようです。大学院修士課程の憲法学専攻の授業では憲法訴訟に関する科目が多く、2008 年の憲法改正により憲法院の事後的違憲審査制（既に約 880 の判決が下る）がスタートした影響を感じました。



パンテオン校舎

学部・大学院を通じて、どの授業でも諸外国との比較が出てきますが、特に大学院では日本のように英米独仏に寄るのではなく、教授の関心や受講生の出身によってチュニジア、イスラエル、コロンビアなど多岐にわたります。海外の教授による授業も行われます。例えば、学部ではドイツの教授が 1 回オンラインで、大学院ではブラジルから来仏して約 1 か月間滞在された 3 名の教授が複数回対面で話されました。大学院では、授業中に飛び交う言葉もフランス語に限らず、英語はもちろん、それぞれが通じ合う言葉で質疑応答することもあり、そのあとにフランス語訳が付く状態です。

日本の比較はというと、授業中に出てくることはほとんどないのですが、大学院修士課程 2 年の「比較憲法裁判」の授業において、私が聴講したことによって院生の報告テーマに急遽日本が取り上げられました。院生のリクエストによって実現したこともあって、その回は質疑応答も含めて大いに盛り上がりました。ここで私が感じた課題は、フランスの院生が日本について調べようと思っても、フランス語で（たとえ英語であっても）裁判例など得られる法学の専門情報が限られていることでした。そのためか、院生に日本の憲法について誤解されることもあり、私が根本的なことから説明することもありました。

2020 年初頭から世界的なコロナ禍が続く中、私が来仏した時には到着時の待機などは全く必要なく、日常生活で感じる主な制約は屋内マスクと衛生パス（私の場合はワクチン接種証明書）の提示でした。2022 年 3 月 14 日からはワクチンパス（ワクチン接種証明書）の提示が必要なくなり、一部を除いて屋内マスクの着用義務も解除されました。大学では当初から基本的に対面のみでの授業を聴講できています。

9 月から開始の新年度、1 月下旬から後期が始まりました。4 月下旬には授業が終わり、後期試験期間に入ります。今回はここまでです。

最後に、在外研究に際してお世話になっております皆様に心よりお礼申し上げます。



マリー・キュリーが初めて授業を行った教室も使用  
（ソルボンヌ校舎）